

年 組 氏名

保護者 殿

甲斐市立双葉西小学校
学 校 長

感染症による出席停止について (インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症を除く)

学校感染症と、その出席停止期間は、学校保健安全法で次のように定められていますので、お知らせいたします。これらの病気にかかったときは、主治医から登校しても良いと言われるまで、自宅療養してください。この処置は、お子様が充分休養して早く病気を治すためと、他の子どもたちへの感染を防ぐためのものです。この療養期間中は欠席扱いにはなりません。

なお、回復して登校する前には再度受診をしていただき、下記『登校許可証』へ主治医より証明をいただいた上で、本用紙を登校した際担任まで提出してください。

<疾患名>

1 百日咳

2 麻疹(はしか)

3 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)

4 風疹(三日ばしか)

5 水痘(みずぼうそう)

6 咽頭結膜熱(プール熱)

7 結核

8 髄膜炎菌性髄膜炎

9 その他の感染症※(

<出席停止期間>

特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで

解熱後3日を経過するまで

耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで

発疹が消えるまで

すべての発疹がかさぶたになるまで

主要症状が消えた後2日を経過するまで

感染のおそれがないと認められるまで

感染のおそれがないと認められるまで

) 治癒し、感染のおそれがないと認められるまで

※その他の感染症・・・腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎など。

※インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症に罹患した場合も出席停止扱いとなりますが、両疾患については、再登校の際主治医からの証明を得るために再度受診をする必要はありません。その代わりとして、保護者様の方でご記入いただく報告書の提出が必要となります(本紙とは別の様式になります)。

※児童館を利用されている方へ

児童館の利用を再開するにあたっては、本用紙の写しの提出が必要となるとのことです。学校へ提出いただく前に1部写しをおとりください。児童館へは再利用の初日に写しの方をご提出ください。

登 校 許 可 書

上記の児童は、病名()が治癒し、他者への感染のおそれがないと認められたので、登校を許可します。

出席停止期間

令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

令和 年 月 日

主治医

印